



令和7年度 淡路市職員採用候補者試験案内 (令和8年度採用)



共に創ろう。

令和8年度採用

淡路市職員募集



試験職種

- | | |
|----------------|------------------|
| ①一般行政職（高校新卒） | ②一般行政職（高校卒業以上） |
| ③一般行政職（社会人経験者） | ④一般行政職（障がい者） |
| ⑤一般行政職（保育士） | ⑥一般行政職（保健師） |
| ⑦一般行政職（社会福祉士） | ⑧一般行政職（理学・作業療法士） |
| ⑨一般行政職（建築技術職） | |

試験日 令和7年9月20日（土） SPI（公務員試験対策不要）

受付期間 令和7年7月7日（月）～ 令和7年8月22日（金）

※郵送申込の場合は、8月21日（木）消印有効

申込方法 インターネット（LoGo フォーム）または郵送

郵送場所 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地 淡路市総務部総務課

1 試験職種、採用予定人員、職務内容

職 種 区 分		採用予定人員	職 務 内 容
①	一般行政職（高校新卒）	2 人程度	一般行政事務に従事します。
②	一般行政職（高校卒業以上）	1 0 人程度	
③	一般行政職（社会人経験者）	3 人程度	
④	一般行政職（障がい者）	1 人程度	
⑤	一般行政職（保育士）	5 人程度	市立認定こども園及び保育所（園）の業務に従事します。
⑥	一般行政職（保健師）	1 人程度	市民の健康管理及び保健指導等の業務に従事します。
⑦	一般行政職（社会福祉士）	1 人程度	高齢者や障がい者等の生活支援等の業務に従事します。
⑧	一般行政職（理学・作業療法士）	1 人程度	市民の健康促進に対する助言・指導業務に従事します。
⑨	一般行政職（建築技術職）	1 人程度	施設の設計等、建築行政の専門的業務に従事します。

2 受験資格

職 種 区 分		受 験 資 格（各学校は、学校教育法に基づく。）
①	一般行政職 （高校新卒）	令和 8 年 3 月末までに高等学校を卒業見込みの人
②	一般行政職 （高校卒業以上）	平成 1 2 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業した人
③	一般行政職 （社会人経験者）	昭和 6 0 年 4 月 2 日から平成 1 2 年 4 月 1 日までに生まれ、令和 8 年 3 月 3 1 日時点における直近 5 年（令和 3 年 4 月 1 日以降）のうち通算して 3 年以上「常勤」としての社会人経験を有する人又は同経験見込みの人
④	一般行政職 （障がい者）	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けている人で、次の要件を全て満たす人 ・昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業し、又は令和 8 年 3 月末までに卒業見込みの人 ・ S P I 試験及び口頭による面接に対応可能な人
⑤	一般行政職 （保育士）	昭和 5 5 年 4 月 2 日以降に生まれ、保育士資格及び幼稚園教諭免許（1 種又は 2 種）の両方を有する人又は令和 8 年 3 月末までに同資格及び同免許を取得見込みの人
⑥	一般行政職 （保健師）	昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、保健師の免許を取得し、又は令和 8 年 3 月末までに同免許を取得見込みの人
⑦	一般行政職 （社会福祉士）	昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、社会福祉士の免許を取得し、又は令和 8 年 3 月末までに同免許を取得見込みの人
⑧	一般行政職 （理学・作業療法士）	昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、理学療法士又は作業療法士の免許を取得し、又は令和 8 年 3 月末までに同免許を取得見込みの人
⑨	一般行政職 （建築技術職）	昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校以上の学校において、建築の職に関する専門課程を修了して卒業し、又は令和 8 年 3 月末までに卒業見込みの人

注意事項

- ・職種区分③について、社会人経験の対象となる「常勤」とは、会社員・公務員・団体職員・自営業者等の社員等として、勤務時間が週 3 0 時間以上の就業を 1 年以上継続した期間（休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。）が該当します。また、最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴が確認できない場合は、合格を取り消します。
- ・地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 6 条（欠格事項）のいずれかに該当する人は、いずれの職種も受験できません。

欠格事項（抜粋）

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ・ 保育士は、特定登録取消者や特定免状失効者の確認について、国のデータベースを活用します。
- ・ 受験申込は、上記職種区分のうち1区分に限ります。また、受付後の区分変更はできません。

3 試験の日時、場所、試験内容及び合格者の決定

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、試験ごとに受験者へ可否を通知します。

(1) 試験の日時、場所

- ①第1次試験 令和7年9月20日（土） 午前10時から 淡路市役所内
- ②第2次試験 令和7年10月中旬頃予定（第1次試験合格者に別途通知します。）
- ③第3次試験 令和7年11月中旬頃予定（第2次試験合格者に別途通知します。）

(2) 試験内容（全職種区分共通）

試験区分	試験方法	試験内容
第1次試験	SPI	基礎能力検査（70分）、性格検査（40分）
第2次試験	集団面接試験	5人程度の集団面接による試験（30分程度）
第3次試験	個別面接試験	個別面接による試験（20分程度）

(3) 合格者の決定（全試験共通）

それぞれの職種区分ごとに、点数の高い順に合格者を決定します。

なお、それぞれの試験には一定の合格基準があり、合格基準に満たない場合は、不合格とします。

4 第3次試験合格から採用まで

- (1) 第3次試験合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから、さらに採用前に身体検査等を行い、採用者が決定されます。
- (2) 採用は、令和8年4月1日の予定です。
- (3) 卒業見込者が、令和8年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合又は資格取得見込者が、資格を取得できない場合は、採用を取り消します。
- (4) 受験資格がないこと、又は受験申込書等の記載結果に、不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。

5 受験申込手続

- (1) 受付期間 令和7年7月7日（月）～ 令和7年8月22日（金）
- (2) 申込方法 インターネット（LoGo フォーム）又は郵送
※郵送による申込みの場合は、令和7年8月21日（木）消印有効とします。
- (3) 郵送場所 淡路市総務部総務課（〒656-2292 淡路市生穂新島8番地）
- (4) 提出書類 **【①から③は全職種区分共通】**

①受験申込書（受験票）、②履歴書兼自己PRカード、③最終学校の卒業（見込）証明書

④交付を受けている全ての障害者手帳等の写し（障がい者の方）

⑤保育士及び幼稚園教諭免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し（保育士の方）

⑥保健師免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し（保健師の方）

⑦社会福祉士免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し（社会福祉士の方）

⑧理学療法士又は作業療法士の免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し
（理学療法士・作業療法士の方）

⑨専門課程を修了していることを証明する（修了見込みが確認できる）ものの写し（建築技術職の方）

(5) 注 意

【オンライン（LoGo フォーム）による申込】

- ・上記、①受験申込書②履歴書兼自己PRカードの内容を入力いただき、①②のデータをPDFファイルに変換後、LoGo フォームから送信してください。受験票は受付完了後に後日、こちらからメールで送付します。
- ・③から⑨までの写しについては、PDF データ等を添付して送信してください。
- ・顔写真（証明写真）のデータ（JPG）を添付してください。
- ・受験申込に際して提出されたデータは、返却しません。

【郵送による申込】

上記の提出書類を、淡路市総務部総務課へ、郵送してください。（※受験票はこちらから郵送します。）

- ・受験申込書（受験票）、履歴書兼自己PRカードは、淡路市ホームページからダウンロードができます。※受験申込書等を印刷する場合は、必ず市販されている「A4 白紙の厚口用」（「官製はがき」程度の厚さ）を使用し、「履歴書兼自己PRカード」については両面印刷を行ってください。なお、インターネット環境がないなどダウンロードができない場合は、淡路市総務部総務課及び各地域事務所（岩屋事務所・北淡事務所・一宮事務所・東浦事務所）の市民窓口課で交付します。
- ・受験申込書の職種区分には、希望する職種区分を一つだけ選び、○で囲んでください。
- ・必要書類が全てそろっていない場合、受付することはできません。
- ・郵送受付は、令和7年8月21日（木）消印有効とします。

また、郵送申込者で、受験票が本市から届いていない場合は、各自で受付されているか必ず電話で確認してください。

- ・受験申込に際して提出された書類は、返却しません。

6 給与（※給与改定等により変わる場合があります）

- (1) 初任給月額（地域手当を含む。） 高校卒 195,520円（一般行政職）
短大卒 209,040円（一般行政職）
大学卒 228,800円（一般行政職）

上記金額を基礎とし、民間企業等での職務経験などを考慮の上、決定します。

- (2) 諸手当は、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当など、条例に定めるところにより支給します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求は開示できませんので、受験者本人が運転免許証等、本人を確認できる身分証明書を持参の上、直接下記開示場所までお越しください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
各試験不合格者	得点、順位	各試験の結果を発表した日から1か月間	淡路市役所本庁2号館2階総務部総務課

8 その他

受験手続その他のお問い合わせは、淡路市総務部総務課職員係（電話 0799-64-2503）へお問い合わせください。